

第 609 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 15 年 9 月 12 日（金） 14:00～15:15
- 2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議 題

- (1) 部会報告
- (2) その他

4 配布資料

- 1) 部会の開催状況
- 2) 指定統計調査の承認等の状況（平成 15 年 8 月分）
- 3) 平成 15 年 7 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 51 巻・第 7 号）
- 4) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省須田統計調査部長、厚生労働省坂田統計情報部長、
農林水産省河崎統計企画課長、経済産業省石田統計企画室長、
国土交通省星野情報管理部長、東京都古河統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省大林統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同山本統計審査官

6 議事概要

(1) 部会の開催状況

1) 運輸・流通統計部会及び企業統計部会

平成 15 年 9 月 4 日に開催された第 114 回運輸・流通統計部会及び第 77 回企業統計部会の合同会議（議題：「平成 16 年に実施される事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の計画について」）の結果について、企業統計部会の舟岡部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

廣松委員）「統計行政の新たな展開方向」（平成 15 年 6 月、各府省統計主管部局長等会議の申合せ）における具体的方策において、「複数の府省が関係する横断的な問題に関して検討する場を設ける」という文言が何箇所かに出てきている。実際、この合同部会で議論した段階でも、「従業者」の概念の統一といったような具体的な問題が出てきた。

審議会の要望として、「統計行政の新たな展開方向」で言われているいろいろな検討の場をなるべく早く立ち上げて、具体的に論議していただきたい。

竹内会長）今、廣松委員の発言のことだが、以前の統計審議会には横断的な問題を審議する部会もあったが、法施行型に移行した今日ではそういう部会がなくなったので、是非ともどこかで御検討いただかなければならないと思う。

統計調査への行政記録の活用の問題についてであるが、資料 1 の「5 審議結果の概要」の 3) に、「平成 17 年度までを目途に、行政記録の具体的活用方策に関する検討を

行う」とされているが、これについては具体的に進行しているものがあるのか。

舟岡部会長) 部会の中で具体的に提案されたものは二つある。一つ目は、厚生労働大臣への届出、許可申請を行うこととされている労働者派遣業に関するものがある。この届出、許可申請で得られた情報というのは、行政手続を行うためだけのものであって、統計調査への活用を含めて目的以外に活用することは想定されていないため、この情報を行政記録として統計調査に活用するということは現状ではできない。

二つ目は、内閣総理大臣又は都道府県知事に申請を行い、審査を経て認証されるNPO法人に関するものである。この情報は、すべての都道府県でホームページ上に当該法人の名称と住所が掲載されており、ディスクローズされた情報であるので、統計調査に活用しても何ら支障はないということから、今回、これを行政記録の活用の先例として事業所・企業統計調査に利用することとしている。

竹内会長) それについて、少し脱線して申し訳ないが、先日ベルリンで開催された第54回ISI（国際統計協会）大会に出席し、そこでいろいろ聞いた話によると、特にヨーロッパ、アメリカでは、統計を作成する上で行政記録を大幅に利用しており、統計調査によらないデータをかなり多く使っている。その場合、行政情報の方から統計への情報の流れはほとんど障害がなく、何でも使えるに等しい。もちろん、統計から行政情報の方へ流れるには、プライバシー問題とか人権問題があつて簡単にはいかないようである。

ところが、日本では、行政情報を統計の方へ使うのも非常に障害が多く、原則として使えないような形になっている。舟岡委員の話にもあつたが、要するに、完全に公開されているものは使ってよいというのは当たり前であり、完全に公開されているものを使って悪いということだったら、国民は使ってもいいけれども、役所は使ってはいけないということに等しい。しかし、本当はそれだけでは済まないと思う。つまり、本来この記録はこの行政目的のためにとつた記録だから、それは統計に使うてはいけないというのが大原則では非常に困ると思う。そこは一般論として、何か原理原則を創っていただかなくてはならないという気がする。

いくら統計でも何でも使うというわけにはいかないのは当然ではあるが、せっかく情報がそこにあるのに完全に公開されているもの以外使てはいけないというのではあまりにも不自由だと思う。

以前、法人土地基本調査において固定資産課税台帳のデータを使うことができないかということが提案された際、使うためには登載されている本人の承諾を1件ごとに全部とらなければだめだという説明があつたが、そんなことをするくらいなら本人に聞いた方がよっぽど早い。固定資産課税台帳のデータというのは、もちろん無制限に公開できないのは分かるが、それを統計に使うという場合、いちいち本人の承諾書がなければだめだというのは、ちょっと行き過ぎではないかと思う。

現在の規則がそうなら仕方がないが、その辺は全般的な物の考え方として、行政上の情報をどこまで統計に使うていいかということを経済統計部などで少しお考えいただきたいと思っている。公開されたものはいいいというのはそのとおりだが、何か工夫ができないかなというのが私の希望である。

菅野委員) 今、正に会長がおっしゃった点について、我々も部会でいろいろと議論を行ってき

たわけであるが、議論を行っていく上で幾つかの点で何となく明らかになってきたことがある。

特に事業所・企業統計調査では、実査の調査員の方々がいくら努力して調査されたとしても、しらみつぶしに本当に 100 パーセント一個一個全部回れた結果なのかという点について、むしろ私は疑問を深めてしまったというのが実態である。そういう経緯もあり、先ほど部会長の御説明にもあったように、例えば開業率が下がっているというのは、本当に下がっている部分と、統計的に捕捉できなくて下がっているように見える部分がひょっとしたらあるのではないか、そういう疑惑が深まるような議論が幾つか見られた。

その意味で、議論が全部収束しているわけではない。次回が最後の部会になるのかもしれないが、法人登記については、当初、調査実施部局からデータベース化されていないので難しいという話であったが、御説明では幾つかデータベース化されているところもあるということなので、それをモデル地区、サンプル地区として、実際に過去の記録とそういう行政記録にどの程度齟齬があるのか、あるいは把握率が高いのか低いのか、その辺を次の部会で御説明していただけるものと理解している。

会長がおっしゃられたニュアンスとはちょっと違うニュアンスで調査実施部局の方から説明を受けたが、その辺はどうなのか。技術的な制約があつて法人登記データの使用ができないのであつて、そもそも論で法人登記の書類を使えないという説明ではなかったと思う。

竹内会長) 技術的な制約で使えないのであれば大変幸いなことであるが、法人土地基本調査に関しては、この間そういうことがあつたので、非常に心配している。

菅野委員) この場で、もう一度確認をさせていただければと思う。

竹内会長) その辺は大丈夫なのか。今の状況ではまだ分からないということか。統計基準部で何か分からないか。

熊埜御堂審査官) まだ統計調査部の方から回答がないので、今の段階で軽々に言うことはできない。

菅野委員) もう一点だが、「統計行政の新たな展開方向」において「平成 17 年度までを目途に、行政記録の具体的活用方策に関する検討を行う」ということが言われているが、17 年というと実はそんなに遠くない話なので、そのタイムテーブルを具体的な形で示していただきたいという議論が出たことを追加的に補足させていただく。

大林部長) その点に関連してコメントさせていただくが、いずれにしても「統計行政の新たな展開方向」の中で、いろいろ検討の場を設けて検討を行うべき事項が書かれており、これを受けて、こういった検討の場を設ける必要があることを各府省と合意したところであるので、できるだけ早期にそういったものを立ち上げて、検討させていただきたいと思っている。

竹内会長) それは是非お願いしたいと思うが、この前の I S I 大会においても、世界的に調査が大変やりにくくなっているという状況であった。そのために、段々と行政記録の方にウエイトがかかってきており、また、情報化が進んでいることから技術的な面は非常に記録を得易くなっているということで、例えば北欧諸国などは、国勢調査もやめてしまって、住民登録みたいなものだけで統計をとろうということをやっている。

そういう国では、その代わり行政情報を統計に使うことは完全に自由に使うという建前でやっており、今や外国では統計調査などという“時代遅れ”なことはやっておらず、情報化の時代では記録だけで統計を作成しているというように、その表面的なことだけが日本に伝わっているようである。仮に日本でも統計調査を止め、行政記録を活用することとしたとしても、いざ具体的な行政情報を統計に使う段になって、実は統計に使うということを目的にしていなくて秘密とかプライバシーとかの問題で絶対に使っては困る、ということになったとしたら、必要なデータが得られないことになり、日本の統計はだめになる。それを私は非常に心配している。そういう世論が出かねないし、例えば、国勢調査に何百億円も使うのは馬鹿げているという一方で、住民票を統計に利用することはプライバシー侵害だから駄目だというような議論をなされるとすれば非常に問題である。行政記録の活用を進めるにしても、このことは統計局とか統計基準部だけではなく、各省にとっても最後には非常に問題となり、自分のところのデータだけ外へ出さなければ済むということにはならなくなると思うので、是非早急に御検討いただきたいと思っている。

舟岡部会長) 行政記録の活用という場合に、個々の個体についての情報を統計化することについては、かなり着実に進展していると思う。今ここで問題になっているのは、行政記録として入手し得た個体情報について、例えば母集団情報として活用するとか、調査上個体を識別するための情報として活用するとき使用していいかどうかということである。これは、それこそ行政全体で検討してもらわないと、一統計担当部局だけでは無理である。

竹内会長) だから、是非全体で検討していただきたいと思う。何でも使っていていいということではないが、今の状況だと、名簿もだめ、名前もだめというようなことにすぐなってしまう。それは非常に困ると思う。

外国では中味まで全部いいという場合が多いが、日本に当てはめた場合には、すぐにそこまでいけるとは思わない。そういうことにすればいろいろ反対もあるし、また弊害も事実上あるかもしれないと思うので、私はそこまで必ずしも望まないが、例えば名簿もいけないというようなことで、とにかく何でもネガティブにとってさえいれば世の中から文句を言われなからいいだろうというような発想が日本にはあるので心配している。是非その検討をお願いしたい。

廣松委員) 今の議論とは別の論点だが、今回の3調査同時実施に関する部会審議で感じたことは、統計調査のコストに関して、3調査同時実施で効率化されるというように説明は受けたが、具体的にどう効率化されたのか、必ずしも部会ではよく分からなかった。

その反省を踏まえての希望であるが、今後の課題として、統計調査の経済(コスト)に関する情報も是非出していただきたい。そうしないと、一方で現実に統計調査の環境が悪くなっているにもかかわらず、そこにお金をいくら注ぎ込んでもなかなかうまくいかないという形の議論になってしまい、八方ふさがりになる。統計調査の経済に関する情報があれば、個々の統計調査について、どの程度コストをかければコストベネフィットとして効率的かという判断ができると思う。その情報がほとんど出てこないから、抽象的な形、報告者の負担軽減というところで議論が止まってしまっているような気がしてしょうがない。

これは今後のお願いとして、部会審議の場で構わないと思うので、個々の調査のコストに関しての情報を提供していただき、それに基づいて効率化ということがある程度議論できるような体制を作っていただきたいと思います。

竹内会長) 行政記録の利用ということも、一方ではコストの問題ともかなり関係があり、せっかく政府で十分利用に堪える行政記録のデータがあるのにわざわざ統計調査をやったら、それは相当無駄なコストを使うことになるので、そういう発想も大変必要だと思う。

2) 国民生活・社会統計部会

平成 15 年 8 月 25 日に開催された第 98 回国民生活・社会統計部会（議題：「平成 16 年に実施される国民生活基礎調査の計画について」）の結果について、廣松部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

舟岡委員) 国民生活基礎調査の「健康票」の中で傷病等についてかなり細かく調査しているが、それについて調査客体が正確に記入できるのかどうか。医療機関等の医療サービスを実施しているところにおいて傷病等についてどういう状況であるかということが把握されているはずなので、その調査結果と突き合わせることによって、「健康票」の傷病等の扱いについて、今回すぐということではなく将来的な課題になるのかもしれないが、是非部会の中で御検討いただきたい。

それから、国民生活基礎調査結果を利用する場合に一番困る点は、所得と有病率、あるいは健康に不安がある人との相関が非常に高いが、どちらが原因でありどちらが結果であるのかについては、必ずしも一時点の調査からは明らかではない。所得が少なくて病気になりがちなのか、それとも病気になったから所得が減ってしまったのかというようなことについては、行政施策上も有用な情報だと思うが、例えば 1 年前とか 3 年前、仕事についていたかとか、所得をどういう形で得ていたかとか、逆に健康状況がどうであったか、そういう情報が履歴情報として一つ追加されれば、その因果関係をもう少し適切にとらえることができ、この統計調査を更に有効に活用することができるのではないかと思う。これも今回ということではなく、将来の課題になるのかもしれないが、部会で御検討いただきたい。

廣松部会長) 承知した。論点のところでも申し上げたとおり、これだけ膨大な調査であるので、その結果表章に関しては、いろんな場合を想定すれば、おそらくとんでもない数のクロス表になると思うが、今御指摘いただいた他の調査との比較も含めて、有用な情報が得られるような形にまとめていきたい。

それから、前回の審議会でも御指摘があった「健康票」における病名については、確かに大変詳しいものが出ている。また、ストレスに関しては今、大変注目を浴びていることもあり、もう少し充実するようという議論があった。この点に関しては、調査実施部局で御検討いただき、次回、報告していただく予定になっている。

(2) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び山本統計審査官から、平成 15 年

8月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「特定サービス産業実態調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「平成15年国民健康・栄養調査」、「農業構造動態調査」及び「2003年農林業センサス調査内容に関する試行調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料2による報告が行われた。

—以 上—